

京都市指定保存樹等助成事業 助成金の消費税額の取扱い等について

補助事業に伴う補助金収入（本事業の場合は助成金）は、消費税法上、不課税取引に該当する一方、補助事業に伴う事業経費は、控除対象仕入税額として仕入税額控除することも可能となる場合があります。このような場合、当該控除対象仕入税額控除については返還対象とされています。

このため、“法人”が所有されている保存樹等において、本事業の助成金を申請される際に、消費税額を含んだ金額をもとに「交付予定額」を算出された場合は、申請した行為が完了した後、治療実績報告書（第10条関係）等に加えて、仕入控除税額に係る資料を提出していただき、必要な場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を、本市に返還していただく必要があります。（要綱第4条、第10条、第13条参照）。詳細は、以下を御参照ください。

1 提出が必要な資料について

助成金の交付決定を受けた保存樹等の所有者（以下「交付対象者」という。）は、交付決定を受けた行為が完了した後、次の書類を御提出いただきます。

○提出資料（一覧）

提出資料	提出対象者
① 治療実績報告書（第10条関係）	交付対象者（全員）
② 作業前後の写真（2方向から全姿が認識できるもの）	〃
③ 治療箇所の拡大写真（治療対象箇所ごと）	〃
④ 支払領収書の写し及び明細書等	〃
⑤ 仕入控除税額に係る資料	交付対象者のうち、法人のみ （※1～※4）

※1 詳細は「2 仕入控除税額に係る資料について」を御参照ください。

※2 消費税額を含まない金額で「交付予定額」を算出された場合、提出は不要となります。

※3 消費税額を含んだ金額で「交付予定額」を算出された場合、助成金を返還する必要がない場合でも資料を提出していただく必要があります。

※4 「治療実績報告書（第10条関係）」提出時に、仕入控除税額が確定していない場合は、仕入控除税額が確定した後、「仕入控除税額報告書（第13条関係）」と併せて「仕入控除税額に係る資料」を提出していただく必要があります。

2 仕入控除税額に係る資料について

法人で、消費税額を含んだ金額をもとに「交付予定額」を算出された方は、「治療実績報告書（第10条関係）」又は「仕入控除税額報告書（第13条関係）」提出時に、次の資料を提出していただく必要があります。

(1) 仕入控除税額（要助成金返還額）がない場合

○提出資料

消費税仕入控除税額がない理由（区分）	提出資料（※）
ア 消費税の確定申告義務がない	決算書
イ 簡易課税方式による申告をしている	消費税及び地方消費税の申告書
ウ 公益法人等（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人など）であって、特定収入割合が5%を超えている	消費税及び地方消費税の申告書
エ 個別対応方式で申告しており、助成対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している	消費税及び地方消費税の申告書
オ 助成対象経費が人件費等の非課税仕入れとなっている	消費税及び地方消費税の申告書

※ 提出資料は、助成対象となった事業に係る事業経費を支払った時期が含まれるもの。

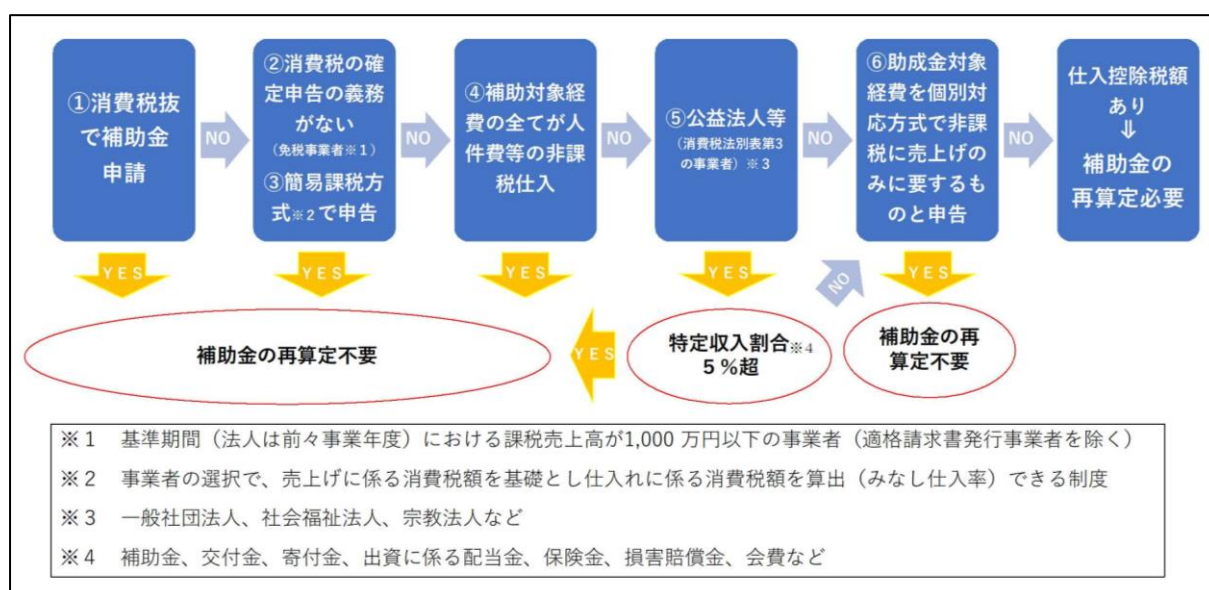
(2) 仕入控除税額（要助成金返還額）がある場合

○提出資料

- ・ 消費税額の確定に伴う仕入控除税額計算書（第10条及び第13条関係）（※）
- ・ 消費税及び地方消費税の申告書（助成対象となった事業に係る事業経費を支払った時期が含まれるもの）

※ 「消費税額の確定に伴う仕入控除税額計算書（第10条及び第13条関係）」は、本市ホームページから、資料（エクセルデータ）をダウンロードしていただき、必要事項を入力していただいたものをメールで送付していただきます。

(参考) 補助金の消費税仕入控除税額の取扱い（フローチャート）



※ 消費税額を含まない金額で「交付予定額」を算出された場合は、“仕入控除税額に係る資料”に記された資料の提出は不要となります（上図「①消費税抜で補助申請」に該当）。

※ 消費税額を含んだ金額で「交付予定額」を算出された場合は、助成金を返還する必要がない場合でも“仕入控除税額に係る資料”に記された資料の提出が必要となります。御注意ください。